

掛川市国土利用計画

平成20年3月

静岡県掛川市

この掛川市国土利用計画は、国土利用計画法第8条第3項の規定により、平成20年3月21日掛川市議会の議決を経て定められたものです。

計画の策定にあたって

この計画は、土地基本法における『土地についての公共の福祉の優先』などの基本理念を踏まえ、国土利用計画法第8条の規定に基づき、掛川市における土地の利用に関する基本的事項を定めるものです。

本計画は、国土利用計画(全国計画および静岡県計画)を基本とし、地方自治法第2条第4項の規定に基づく第1次掛川市総合計画・基本構想との整合を図りつつ策定したものです。

なお、この計画は、社会経済情勢の変化に対応して、必要に応じて見直しを行うものとします。

目 次

I 市域の土地の利用に関する基本構想	1
1 掛川市の概要	1
2 掛川市国土利用計画策定の背景	1
3 土地利用の基本方針	2
4 利用区分別の土地利用の基本方向	3
5 地域類型別の土地利用の基本方向	7
II 市域の土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	8
1 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	8
III 規模の目標を達成するために必要な措置の概要	10
1 総合的な措置	10
2 土地（利用区分別）の有効利用の促進	12
3 地域類型別整備施策の概要	16
4 土地に関する調査の実施	20
参考資料	
土地利用構想図	21
語句の説明	22

注) 本文中の語尾に*印が付いている語句は、22頁以降に説明が記載してあります。

I 市域の土地の利用に関する基本構想

1 掛川市の概要

本市は日本の国土の中央で、東京～大阪のほぼ中間に位置し、静岡県における中東遠地域の中核的な都市です。

市域は南北に長く、東西約16km、南北約30kmからなり、市域面積は265.63km²となっています。

北部は標高832mの八高山をはじめとする山地で、中央部には標高264mの小笠山があり、北部山地と小笠山に挟まれた中部および小笠山の東部から南部にかけて平地が広がり、遠州灘に面して約10kmにわたる海岸線を有しています。

2 掛川市国土利用計画策定の背景

(1) 土地需要の調整と効率的利用

全国的な人口減少社会の到来と急速な高齢化の進展の中で、本市においては、引き続き人口・世帯数の増加が見込まれるものの、増加率は鈍化し、全体としては市街化圧力は弱まることが想定されます。

このような状況の中で、一部の市街地周辺の地域では人口の増加が予想される一方で、中心市街地や中山間地においては空洞化や過疎化といった問題が顕在化することが懸念されています。また、市街地の郊外への無秩序な拡散や、遊休農地などの低・未利用地^{*}の増加などにより、土地利用の効率の低下などが懸念されます。

このようなことから、今後も効率的な土地利用の促進や土地需要の調整などの観点から引き続き土地の有効利用を図る必要があります。

(2) 土地利用の質的向上

市民意識調査では、今後の施策として、「防災対策」や「豊かな自然環境の保全」、「自然とのふれあいの場の整備」、「農業への支援」や「農地の有効活用」などの必要性が強く指摘されています。また、掛川市の魅力として、「歴史的な街並み」や「豊かな自然環境」、「昔ながらの農村風景」などが高く評価され、掛川市の発展として、「まちが賑わうこと」「自然環境が豊かになること」「社会基盤が整うこと」が求められています。

今後は、東海地震をはじめとする自然災害への懸念や山間地域などにおける森林や農地の管理水準の低下などを背景として、市民生活の安全性の確保が重要になっています。

また、地球規模での環境問題^{*}の顕在化などを背景として、自然環境への負荷^{*}の低減や循環と共生を重視した土地利用^{*}を基本とすることが重要になっています。

さらに、限りある財源の中での効果的な社会基盤の整備や掛川市独自の歴史・文化資源の活用などにより、掛川市らしいまちの賑わいや農村集落環境の回復・創出が求められています。

(3) 地域での創意工夫の重要性の高まり

土地利用に対する市民意識の高まりを背景として、森づくり活動や海岸保全活動などの地域の土地利用への取り組みに対して、地域外からも含めて様々な人や団体が関与する状況も見られます。

また、「掛川市生涯学習まちづくり土地条例※」（以下「土地条例」という）などに基づく地区ごとのまちづくり活動の拡大や地方分権の進展の中で、土地利用施策に対する市民や地域で創意工夫ある取り組みの重要性も高まっています。

3 土地利用の基本方針

土地は、現在および将来における市民のための限られた資源であり、生活および生産を通ずる諸活動の共通の基盤となっています。

このため、市域の土地利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的および文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と市域全体の均衡ある発展を図ることを基本理念とします。

また、計画策定の背景や市民意識調査の結果などを踏まえた、次に示す7つの基本方針に基づき、長期的展望のもと、総合的かつ計画的に行うものとします。

(1) 自然環境との共生

森林、河川、海岸など、掛川市の生態系を支える中心的な自然環境を保全し、かけがえのない地域資源を良好な状態で次世代へ譲り渡していきます。優れた自然環境に対しては、保全と適正管理を実施するとともに、自然環境を利用する場合は、自然生態系の維持に努め、自然環境と共生した土地利用を進めます。

(2) 田園環境との調和

里山※、谷田（やだ）※、海岸砂地などの自然環境を活用した地域の特徴的な農業や景観を尊重し、田園環境と調和した土地利用を進めます。

(3) 歴史と文化の尊重

掛川城跡、高天神城跡、横須賀城跡、日坂宿などをはじめとする歴史・文化的資源を尊重し、郷土への愛着や誇りが育まれるように、地域独自の歴史文化と調和した土地利用を進めます。

(4) 質の高い生活環境の形成

地震、水害、土砂災害などの自然災害に強いまちになるよう、防災機能を重視した土地利用を実現するとともに、市民が安全・安心に暮らすことができるように、快適で機能的な市街地形成に努め、質の高い生活環境に向けた土地利用を進

めます。

(5) 調和と効率化への貢献

中心市街地から農山村地域に至るまで、周辺環境と調和したバランスの取れたまちを形成するため、商業機能や居住機能の計画的な誘導を図るとともに、既存市街地の高度利用と機能集積を促し、効率的な行政経営にも貢献する土地利用を進めます。

(6) 国土軸の有効活用

産業集積や活発な交流などによる地域の発展を図るため、南北軸^{*}の創出と国土軸^{*}との連携を図り、国土軸を有効活用する土地利用を進めます。

(7) 市民や地域の主体的な参画

土地利用の実現にあたっては、土地利用に対する市民意識の啓発を図り、市民と事業者、行政の協働による土地利用施策の取り組みを促進します。また、市内の各地域間の交流・連携を図るとともに、森づくりや農地の保全管理などの様々な活動組織の育成などにより、地域をはじめとした多様な主体によるまちづくり活動を促進します。

4 利用区分別の土地利用の基本方向

土地の利用区分は、農用地、森林、水面・河川・水路、道路、宅地およびその他の6区分とし、各区分別の土地利用の基本方向は、次のとおりとします。

(1) 農用地

農用地は、農業生産活動の場としてだけでなく、国土保全、水源涵養（すいげんかんよう）^{*}、自然環境保全、良好な景観の形成、農耕文化の伝承などの機能を有し、市民に安心や潤いを与える様々な役割を担っています。

一方で、農業従事者の高齢化や後継者不足など、農業を取り巻く環境は厳しさを増し、農用地の適切な維持・管理が求められています。

このような点を踏まえ、農用地に関する土地利用の基本方針を以下のように定めます。

- まとまりのある農用地や農業生産基盤の整った農用地などの優良農用地については、積極的に保全します。
- 農用地の遊休農地の把握と有効活用に努めます。
- 農業農村基盤整備を進め、農作業の効率化、生産性の向上を図ります。
- 農業が体験できる場、地域住民と都市住民の交流の場など、レクリエーション的な要素を含めた農用地の利用を進めます。
- 市街地や集落地内に介在する農地については、良好な自然環境の形成の観点からも、「土地条例」などを有効に活用し、保全を含めた計画的な利用を図ります。

(2) 森林

森林は、木材生産などの経済的機能だけでなく、水源涵養、土砂流出崩壊などの災害防止、自然環境保全、レクリエーションなどの保健・休養の場などの様々な役割・機能を担っています。

一方で、木材価格の低迷や林業従事者の減少などにより、森林の管理水準の低下が進み、適切な対応が求められています。

このような点を踏まえ、森林に関する土地利用の基本方針を以下のように定めます。

- 森林の持つ様々な役割・機能が総合的に発揮できるよう、市民と行政が協力して森林資源の計画的な保全、管理を進めます。
- 優れた自然環境を有する森林については、引き続き保全していくとともに、レクリエーションや環境学習の場、自然体験学習の場などとして、市民が森林と親しむ空間を整備します。
- 生態系の保全に配慮し、貴重な動植物が生息している森林の適正な維持、管理を図ります。

(3) 水面・河川・水路

水面・河川・水路は、治水安全度の確保や安定した水供給、市民の身近な親水空間の提供、生物多様性の確保などの様々な役割・機能を担っています。

一方で、生活排水などによる水質の悪化や河川整備などに伴う身近な自然環境の喪失、施設の老朽化などが進み、適切な対応が求められています。

このような点を踏まえ、水面・河川・水路に関する土地利用の基本方針を以下のように定めます。

- 水害から市民生活を守るため、計画的な河川改修および適正な管理を推進します。
- 水質浄化や河川美化により、美しい河川の維持・回復を図ります。
- 市内に数多く存在するため池は、農業用水の確保や治水機能の他、貴重な文化資源としての機能を維持していくため、適切な維持・管理を図ります。
- 水辺環境の整備にあたっては、治水や生態系に配慮しながら、本来の自然的姿を活かした潤いある水辺空間の創出を図るとともに、市民の協力を得ながら、市民が水に親しみ、憩い、ふれあいのできる環境づくりを進めます。
- 農業生産における安定した水供給を図るため、既存の用排水路の適切な維持・管理および計画的な用排水路の整備を推進します。

(4) 道路

道路は、市民生活の利便性向上や活発な産業活動を支え、市全域の均衡ある発展を支える基盤として欠かせないものであり、機能性の高い道路網の整備が不可欠となっています。

一方、限りある財源の中では緊急性や重要性を十分に考慮したうえで、現実的な対応が必要となっており、加えて、将来の人口動向や新東名高速道路の開通な

どの社会環境の変化、需要予測を的確に見据えた対応が求められています。

このような点を踏まえ、道路に関する土地利用の基本方針を以下のように定めます。

- 広い市域の交流・連携を高め、地域の均衡ある発展や市民生活の利便の向上、都市防災機能の強化などを図るため、南北幹線道路をはじめとする道路網の整備・充実を図ります。
- 整備にあたっては、道路網計画などに基づき、緊急性、重要性などを総合的に勘案し、広域交通、市内交通、生活交通のそれぞれが担うべき交通特性に合った機能の充実を図ります。
- 農・林道については、農林業の生産性の向上や農用地および森林の適正な維持・管理を図るため、地域環境に配慮しつつ計画的な整備を図ります。
- 道路の維持・管理にあたっては、快適な道路環境の維持と施設の延命化を図り、効率的な管理を実施します。

(5) 宅地

①住宅地

住宅地は、豊かな住生活の実現を図るための根幹的な役割を担っており、安全で快適な居住環境の形成や居住水準の向上が求められています。

また、全国的な人口減少が予測される中で、本市では、今後も人口・世帯数の増加が予測されることから、良質な住環境の創出に努めていく必要があります。

このような点を踏まえ、住宅地に関する土地利用の基本方針を以下のように定めます。

- 生活関連公共施設の整備を計画的に進め、需要と供給のバランスに配慮しながら、秩序ある市街地形成の観点から、現行の用途地域の範囲を基本として地域に合った規模や機能を有した質の高い魅力的な住宅地の整備・充実を図ります。
- 生活基盤施設の遅れなど、既存の住宅地、集落地がそれぞれ抱える課題に対し適切に対応し、誰もが安心して快適に暮らし続けられる居住環境の整備・充実を図ります。
- 住宅地の整備にあたっては、地域特性や周辺環境との調和、災害に対する安全性の確保などに十分配慮します。

②工業用地

本市では、これまでエコポリスの建設など良好な工業用地の確保を通じて、市内全域への積極的な企業誘致を展開してきました。これらの企業立地による雇用の安定や経済の活性化は、市民の豊かな暮らしの創出など市全体に大きな効果をもたらします。

また、今後の社会構造の変化や地方分権社会に対応していくためには、地方都市のさらなる自主・自立が求められており、引き続き産業基盤の整備に力を注いでいく必要があります。

このような点を踏まえ、工業用地に関する土地利用の基本方針を以下のように

定めます。

- 富士山静岡空港の開港などに伴う新たな産業需要や産業構造の変化に対応し、地域経済の活性化や安定した雇用機会の拡大を図るため、必要な工業用地を確保します。
- 既存の工業地や工業団地については、未利用地の効率的利用を進めるとともに、周辺環境に配慮し、良好な環境の維持・充実を図ります。

③その他の宅地

商業・業務地や公共公益施設用地などは、市民生活にとって欠かせないものであり、地域コミュニティの核、地域の顔としてとしても重要な役割を果たしてきましたが、生活様式の変化や車社会の進展による大型店の郊外への出店などの影響で、市街地の空洞化が進んでいます。

今後は、地域特性を活かした新たな市街地空間の形成が求められており、商業の活性化や複合的な施設集積が期待されています。

このような点を踏まえ、その他の宅地に関する土地利用の基本方針を以下のよう

- 商業・業務地については、地域の成り立ち、環境、歴史文化などを活かした市街地の再生や大規模店舗との共生を図り、各地域における商業・業務地の魅力の向上を図ります。
- 流通・研究施設用地については、新東名高速道路を始めとする今後の交通体系などの整備に伴う新規の需要に対応するため、必要な施設用地を計画的に確保します。
- 教育、文化、福祉、厚生施設などの公共施設用地については、中心市街地における交流機能の充実や地域バランスに配慮しながら、既存施設の効果的な利用と整備・充実を図ります。

(6) その他

その他の土地利用のうち、主なものについて土地利用の基本方針を以下のよう

- 公園、スポーツ・レクリエーションなどの施設については、市民の多様な需要を踏まえ既存施設の整備・充実を図ります。新たな施設整備については、地域バランス（施設配置の均等化など）や災害時の避難地としての機能などに配慮し、計画的に進めます。
- 歴史・文化遺産については、過去からのかけがえのない財産として、観光的・レクリエーション的な活用を含め、保全、整備に努めます。
- 遠州灘沿岸の海岸については、貴重な自然資源、良好な景観要素として、保全と侵食対策に努めます。
- 工場跡地や遊休農地などの低・未利用地については、土地の有効利用を促進します。

5 地域類型別の土地利用の基本方向

(1) 自然水源ゾーン

市北部の山間部一帯と小笠山一帯は、「自然水源ゾーン」として位置づけ、自然環境の保全や人と自然との共生を目指し、森林、里山、河川などの自然環境の維持管理や水源涵養に努めるとともに、自然が持つ多面的な機能に着目し、自然とのふれあいの場や教育への活用に努めます。

(2) 田園里山ゾーン

市街地周辺の平坦部や丘陵部の農用地一帯は、「田園里山ゾーン」として位置づけ、農業との調和や農村の多面的機能の活用を目指し、ふるさとらしい風景を維持し、郷土に対する愛着心や誇りを育み、市民に安らぎを与える地域として、茶畑や谷田などの個性的景観を保全しつつ、各種産業活動への活用により地域の活性化を図り、田園里山の有効活用に努めます。

(3) 田園里浜ゾーン

遠州灘海岸周辺部一帯は、「田園里浜^{*}ゾーン」として位置づけ、農業との調和や海岸地帯の有効活用を目指し、砂地農業をはじめとした特色ある農地や遠州灘海岸の豊かな自然環境を保全しつつ、レクリエーションや産業活動にも活用を図り、多様な環境がバランス良く調和した土地利用に努めます。

(4) 南部市街地ゾーン

市南部に形成された大東・大須賀の市街地一帯は、「南部市街地ゾーン」として位置づけ、潤いのある居住環境の形成を目指し、平坦な地形と東西に広がる既成市街地を活かしながら、暮らしに必要な都市機能と自然景観に恵まれた田園的機能との調和や歴史的景観を活かし、地域それぞれの個性を大切にしつつ連帯性のある土地利用に努めます。

(5) 近都市街地ゾーン

中心市街地を取り巻く周辺地域一帯は、「近都市街地ゾーン」として位置づけ、快適な居住環境の創造を目指し、中心市街地の機能を補完しつつ暮らしに必要な都市機能や生活関連施設の充実を図り、さらに産業用地との調和を進めることにより、快適な市街地の形成に努めます。

(6) 中心市街地ゾーン

JR掛川駅を中心とする市街地一帯は「中心市街地ゾーン」として位置づけ、掛川市の中心市街地の形成を目指し、商業機能、業務機能、行政機能、文化・娯楽機能などの都市機能を集積させるとともに、土地利用の高度化を積極的に推進して、掛川市の顔となる賑わい空間の創出に努めます。

II 市域の土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

1 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(1) 計画の目標年次

計画の目標年次は平成28年(西暦2016年)とし、基準年次は平成17年(西暦2005年)とします。

(2) 将来人口・世帯数

土地の利用に関して基礎的な前提となる人口と世帯数については、目標年次においてそれぞれ人口123,000人、総世帯数41,600世帯に達するものと想定します。

(3) 利用区分ごとの規模の目標

土地の利用区分は農用地、森林、水面・河川・水路、道路、宅地およびその他とします。

土地の利用区分ごとの規模の目標については、土地利用区分別現況と推移に基づき、将来人口などを前提とし、また各種将来計画を参考に設定します。

土地の利用に関する基本構想に基づく平成28年の利用区分ごとの規模の目標は次表のとおりです。

なお、次表の目標値については、今後の社会経済の動向を踏まえて、弾力的に理解されるべき性格のものであります。

《土地利用目的に応じた区分ごとの規模の目標》

	A. 平成17年 (西暦2005年)		B. 平成23年 (西暦2011年)		C. 平成28年 (西暦2016年)		増減率		増減面積	
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	B/A	C/A	B-A	C-A
							×100 (%)	×100 (%)	(ha)	(ha)
(1) 農用地	5,633	21.2	5,440	20.5	5,290	19.9	96.6	93.9	▲ 193	▲ 343
農地	5,597	21.1	5,410	20.4	5,270	19.8	96.7	94.2	▲ 187	▲ 327
採草放牧地	36	0.1	30	0.1	20	0.1	83.3	55.6	▲ 6	▲ 16
(2) 森林	11,414	43.0	11,390	42.9	11,300	42.5	99.8	99.0	▲ 24	▲ 114
(3) 水面・河川・水路	835	3.1	831	3.1	823	3.1	99.5	98.6	▲ 4	▲ 12
水面	143	0.5	143	0.5	143	0.5	100.0	100.0	0	0
河川	536	2.0	538	2.0	540	2.0	100.4	100.7	2	4
水路	156	0.6	150	0.6	140	0.5	96.2	89.7	▲ 6	▲ 16
(4) 道路	1,649	6.2	1,744	6.6	1,877	7.1	105.8	113.8	95	228
一般道路	1,184	4.5	1,270	4.8	1,390	5.2	107.3	117.4	86	206
農道	420	1.6	426	1.6	436	1.6	101.4	103.8	6	16
林道	45	0.2	48	0.2	51	0.2	106.7	113.3	3	6
(5) 宅地	2,527	9.5	2,650	10.0	2,750	10.4	104.9	108.8	123	223
住宅地	1,354	5.1	1,390	5.2	1,410	5.3	102.7	104.2	36	56
工業用地	434	1.6	460	1.7	500	1.9	106.0	115.2	26	66
その他の宅地	739	2.8	800	3.0	840	3.2	108.2	113.6	61	101
(6) その他	4,505	17.0	4,508	17.0	4,523	17.0	100.1	100.4	3	18
合計	26,563	100.0	26,563	100.0	26,563	100.0	100.0	100.0	0	0
市街地	582	2.2	620	2.3	650	2.4	106.5	111.7	38	68

※▲はマイナスを示しています。

※構成比は、端数を四捨五入しているため、合計および各地目の計の一部が一致していません。

※市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区※（DID地区）のことです。

III 規模の目標を達成するために必要な措置の概要

1 総合的な措置

(1) 土地利用に関する法律などの適切な運用と諸計画との連携

国土利用計画法、都市計画法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、文化財保護法などの土地利用関係諸法の適切な運用を図るとともに、掛川市環境基本条例^{*}、掛川市土地利用事業の適正化に関する指導要綱^{*}などに基づく指導を徹底します。

また、第1次掛川市総合計画^{*}や農業振興地域整備計画^{*}、都市計画マスタープラン^{*}などの諸計画との連携を図りながら、総合的かつ計画的な土地利用行政を進めます。

(2) 自然環境との共生

小笠山や北部一帯の自然度の高い植生域から遠州灘海岸に至るまで、生態系の調査・研究や市民一体となった緑化活動、森林や里山の再生・管理、河川の水質保全に努め、自然生態系や体系的な緑地の保全・育成を図ります。

また、環境の保全に留意しつつ、体験型学習やレクリエーションなど、市民や来訪者が自然資源に親しみ、交流する場としての活用を促進します。

(3) 市民生活の安全の確保

市民生活を取巻く環境の保全と安全の確保を図るため、災害に対する地理的制約条件などに十分配慮し、森林資源や農用地の保全および治山・治水施設の整備を促進します。

総合的な治水対策として、水系ごとの治水施設などの整備と流域内の土地利用の調和に配慮しつつ、適正な土地利用への誘導を図ります。また、ハザードマップ^{*}などを利用して、市民の水害・土砂災害に対する意識の高揚を図ります。

予想される東海地震に備えた対策として、安全な避難地・避難路の確保や建築物の不燃化・耐震化の促進、水道などのライフラインや公共施設の耐震性の確保などの災害に強い安全な土地利用を図ります。特に、地盤が軟弱な地域や液状化の発生の可能性が高い地域については、災害防止に十分配慮し、必要な対策を講じます。

(4) 自然や歴史・文化の尊重

市民の地域への愛着や誇りを育むため、遠州灘海岸などの自然資源や歴史・文化資源などの地域特性を活かした景観づくりや周辺環境と調和した景観づくり、緑豊かなうるおいある景観づくりを推進し、美しい風景、景観の保全や美しい街並みの形成を推進します。

また、城跡やため池、谷田をはじめとする歴史・文化・自然資源の保護・活用を図るとともに、地域学習の場としての整備を推進します。

(5) 快適な生活環境の形成

道路や公園、下水道などの生活環境基盤の整備を進め、快適な居住空間の形成を図ります。また、整備にあたっては、ユニバーサルデザイン[※]や環境負荷の低減に十分配慮します。

快適な生活空間の確保、都市活動の円滑化を図るため、土地利用の混在化の解消および住居系、商業系、工業系などの用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を推進します。

また、地区の良好な環境の維持、創出を図るため、「土地条例」によるまちづくり計画や地区計画[※]などによる地区特性を踏まえたまちづくりを推進します。

(6) 土地利用の転換の適正化

土地は一度用途を転換すると再び元の用途に戻すことが困難であることから、土地利用の転換にあたっては、周辺土地利用の状況や転換によって及ぼされる影響などに十分留意し、慎重な対応を図ります。

特に、農用地や森林などの自然的土地利用から都市的土地利用への転換にあたっては、農用地や森林が有する様々な公益的機能が低下することのないよう無秩序な利用転換は抑制し、森林や農用地のまとまりが確保されるように十分配慮します。

大規模な土地利用の転換にあたっては、その周辺地域および河川の下流域に及ぼす影響が大きいため、市民生活の安全確保、生活環境や自然環境の保全などについて、総合的見地から事前に十分調査・検討し、適切な土地利用を図ります。

(7) 協働による土地利用施策の推進

「土地条例」を積極的に活用しながら、市民の主体的な参画による地域ごとのまちづくり計画の策定を進めるとともに、市民、事業者、行政の協働による計画的な土地利用施策の誘導を図ります。

2 土地（利用区分別）の有効利用の促進

(1) 農用地

- 掛川市農業振興ビジョン*や農業振興地域整備計画などに基づき、優良農用地の保全、確保および農業農村整備を進めます。
- 認定農業者制度*などを活用し、意欲のある農業経営者、経営体の育成に努めるとともに、農業法人化への支援などを進めます。
- 農業活性化やる気塾*を通じて今後の地域農業の活性化と再構築を推進します。特に、農地の集積・流動化、担い手の育成、遊休農地の解消や元気な女性農業者の支援・育成などを行い、各地域の特色を活かした農業の確立を図ります。
- 間伐材や家畜の排泄物、稲わらなどの有機性資源の堆肥への活用や減農薬・減化学肥料による栽培を推進し、環境保全型農業*を実現するとともに、自然環境の保全、水源涵養など、農業の多面的機能を活性化させます。
- 市内の特色ある農畜産物、加工品、または農業、農村の多面的な機能や役割に対する市民の理解を促すため、イベントの開催や地元製品の体験・販売に関する幅広いネットワークを構築します。また、観光振興施策との連携により、各種交流事業と地産地消*の融合を図り、相乗効果を高めます。
- 農業用施設である農道、用排水路、農地などの保全、活用、維持について、農業者と地域住民が一体となって取り組み、地域の農業用資源の保全ができるように、地域の活動組織を設立し、実践活動を行います。

(2) 森林

- 掛川市森林整備計画*に基づき、水源涵養や山地災害防止などの森林の持つ機能や役割に応じ、適切な森林整備、森林施業を促進します。
- 林道の整備、機械の共同導入・利用などを進め、森林施業の効率化を図ります。
- 遠州灘沿岸部の海岸防災林については、行政や地域組織などが一体となり、松食い虫防除や松林の保護対策などに努めます。
- 小笠山や市街地に隣接する里山などの市民生活に身近な森林については、良好な生活環境を確保するため、地域や市民が中心となり、竹林や里山林の整理伐などを進め、保全および整備を図ります。
- 野生鳥獣の保護を前提とした中で、有害鳥獣の捕獲を効果的に実施し、有害鳥獣による生活環境、農林業または生態系に係る被害の防止に努めます。
- 森林の有する機能の重要性や森林と市民生活との関わりなどに対するPRに努め、市民や事業者の理解を深めるとともに、地域材の利用や木質バイオマス*の利活用を促進します。また、市民や事業者などの活動を主体とする森林の保全活動を支援・育成します。

(3) 水面・河川・水路

①水面

- 周辺の自然環境と調和した修景緑化などの環境整備を進め、市民に親しみやすい水辺空間を創出するとともに、耐震性などの安全性の向上と貯水量の安定化

に努めます。

- 特にため池については、農業用水の確保や治水機能の他に、文化資源としての機能を維持するため、ため池等整備事業により計画的な整備を推進します。

②河川

- 水害や土砂災害の防止のため、河川改修や砂防の施設整備を促進します。
- 美しい川を維持・回復するため、公共下水道事業や浄化槽事業などの地域にとって最適な汚水処理方式を検討・整備し、生活排水対策を促進します。
- 親しみある水辺空間を創出するため、市民による自主的な河川環境の維持管理活動を支援・育成します。

③水路

- 農業生産基盤の改善を図るため、農業振興地域整備計画などにに基づき、効果的な整備を行います。

(4) 道路

①一般道路

- 道路網計画と道路整備プログラムを策定し、広域幹線道路、地域幹線道路、生活道路などの効率的・総合的な整備を進め、広域圏および市内の交通の円滑化を図ります。
- 新東名高速道路については、整備を促進するとともに、道路を活用した地域振興策の検討を進めます。
- 南北幹線道路については、早期完成に向けた取り組みを推進します。
- その他の幹線道路網については、広域ネットワーク、地域ネットワークの強化や地域住民の安全性・利便性の向上を図るため、国道の4車線化をはじめとする国・県への働きかけや未整備区間の計画的かつ効率的な整備を進めます。
- 生活道路については、歩行者の安全確保および緊急時の対応のため、幅員狭小箇所解消、歩道の整備などによる安全対策を図ります。また、誰もが安心して利用できる人にやさしい快適な道路空間の確保を図ります。

②農林道

- 農業振興地域整備計画、森林整備計画などにに基づき、各種事業により計画的かつ効果的な整備を進めます。

(5) 宅地

①住宅地

- 施行中の土地区画整理事業や市街地再開発事業などの推進、民間開発の適切な誘導などにより、優れた居住環境を有する新たな住宅地の供給を図ります。
- 既存の密集市街地については、狭あい道路の整備や公園等のオープンスペースの確保など、都市基盤施設の整備・改善を進め、居住環境の向上および災害に対する安全性の向上を図ります。
- 農村集落については、周辺の農地や里山などと調和したゆとりある環境を守りつつ、生活道路の整備や水質浄化事業などを進め、居住環境の向上を図ります。

- 集落の維持、定住人口の確保のため、住宅地の整備が求められている地区においては、地域が主体となり、「土地条例」に基づくまちづくり計画などの策定を進め、民間活力などを活用した計画的な住宅地の整備を支援します。
- 公営住宅の適正な維持管理と計画的な建替え並びに改修、建設などにより、良質な公営住宅の供給に努めます。
- 地域住民が主体となった「土地条例」に基づくまちづくり計画の策定や地区計画制度などの手法の導入を積極的に進め、美しく良好な居住環境の形成を図ります。

②工業用地

- 新エコポリスをはじめとする工業団地の整備や既存工業団地内の未利用地の有効利用を推進し、新たな企業誘致を積極的に進めます。
- 新たな工業用地の確保・整備については、道路などの産業基盤の整備状況や市全体の産業配置を勘案し計画的に行います。
- 住居系用途地域内に立地する中小工場については、企業の理解と協力を得ながら、工業系用途地域内への移転・集積化を促進します。
- 既存の工業地、工業団地については、企業の理解と協力を得ながら、工場敷地内の緑化、緩衝緑地の設置などを促進します。

③その他の宅地

- JR掛川駅周辺は、商業機能だけではなく、居住機能、行政機能など、様々な都市機能を集約・充実させるため、市街地再開発の推進や中心市街地への大規模集客施設の誘導を促進し、本市の顔にふさわしい魅力ある空間を創出します。
- 各地域に形成されている商業・業務地や商店街については、各々の商業・業務地に求められている役割・機能に応じ、環境整備を進めます。
- 流通・研究施設用地については、道路など都市基盤整備との整合を図りながら、適正配置に留意し、計画的に整備を進めます。
- 教育、文化、福祉、厚生、衛生施設などの用地については、市民ニーズや施設の利用状況、分布などを勘案し、効果的かつ計画的に整備を進めます。

(6) その他

- 公園、スポーツ・レクリエーションなどの施設については、22世紀の丘公園整備や緑の精神回廊事業、いこいの広場の設備改修などの計画的な公園・緑地の整備を進めるとともに、市民ニーズに合った整備を行い、市民が気軽に利用でき、やすらぎを感じる緑の空間を創出します。
- 歴史・文化遺産については、開発との適切な調整を図り保全します。また、本市の歴史を代表する掛川城跡や横須賀城跡、高天神城跡、和田岡古墳群などについては、歴史・文化にふれあえる場としての整備・活用を進めます。
- 遠州灘沿岸の海岸については、県や周辺市町と一体となり、貴重な自然資源の保全や侵食対策に取り組みます。
- 低・未利用地のうち、耕作放棄地については、周辺土地利用との調整を図りつ

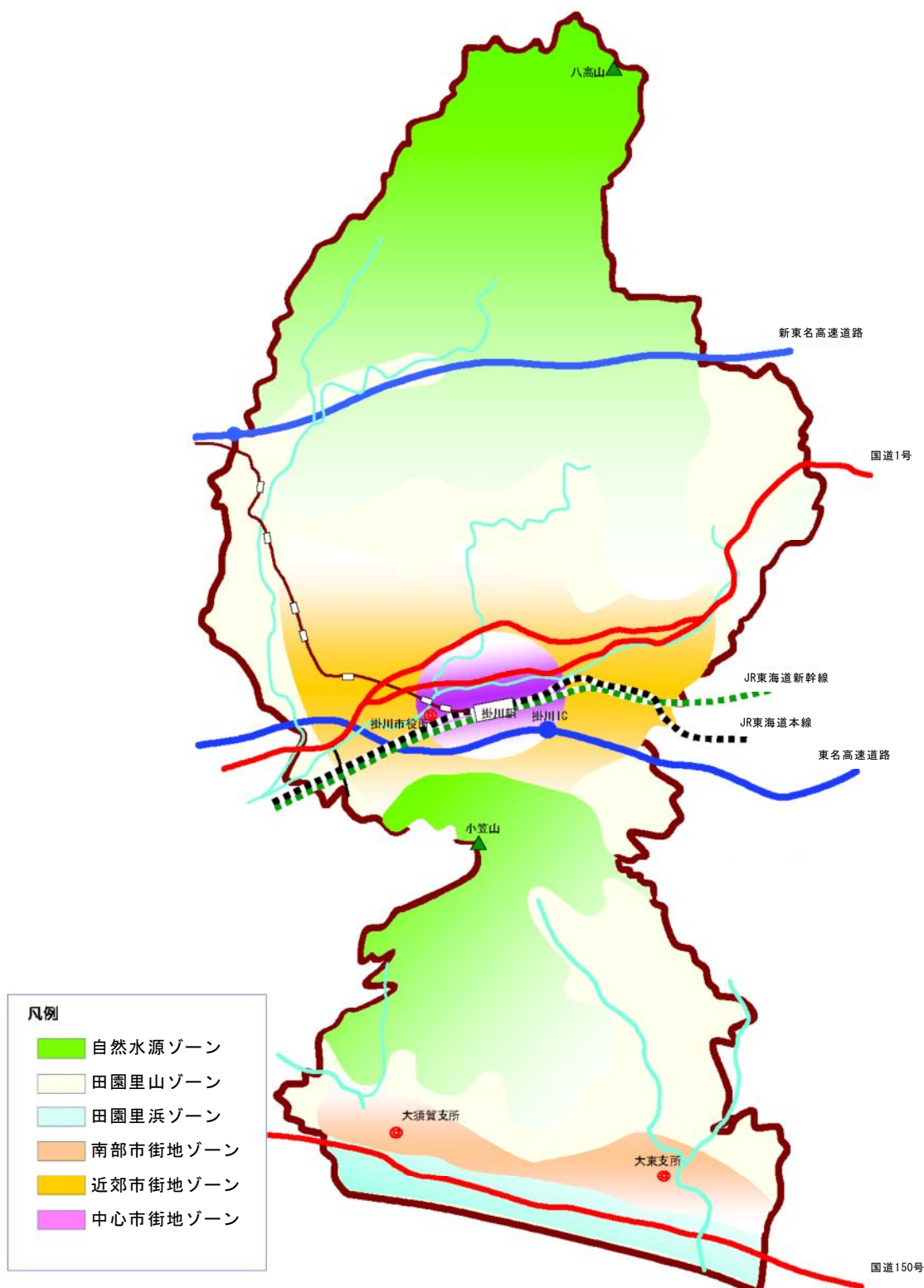
つ、農用地としての活用を積極的に促進するとともに、地域の実情に応じ、地域の活性化のための施設用地、森林などへの転換を図ります。

- 工場跡地などの低・未利用地については、新たな土地需要がある場合には優先的に再利用を図る一方、状況に応じて自然の再生を図るなど、地域の実情を踏まえて計画的かつ適正な活用を促進します。

3 地域類型別整備施策の概要

土地利用の特徴を踏まえながら、市域を以下の地域類型ゾーンに区分し、ゾーンごとに特徴ある土地利用を展開します。

土地利用ゾーンイメージ



(1) 自然水源ゾーン

森林については、木材生産機能や水源涵養、山地災害防止などの公益的機能の維持・増進を図るため、適切な森林整備、森林施業を促進するとともに、下流域住民を含めた全市ぐるみでの諸事業への取り組みを展開します。

集落地については、水質浄化事業を進めるとともに、集落道などの生活基盤や中山間地域等支援事業などによる農林地の整備を総合的に推進し、限られた平坦部の効果的土地利用を進めます。

原野谷川などの河川については、良好な自然環境の保全を図りつつ、自然とふれあい、親しむことができるような河川づくりに取り組みます。

①森林レクリエーションエリア

原泉地区は、「森林レクリエーションエリア」として位置づけ、温泉やキャンプ場などの地域資源を活用した自然学習・体験の場、保健休養の場および都市住民との交流の場としての土地利用を促進し、グリーンツーリズム^{*}などにも対応した通年型観光地の形成を図ります。

②小笠山自然学習エリア

小笠山一帯は、「小笠山自然学習エリア」として位置づけ、自然度の高い植生などの貴重な自然環境の保全を図りつつ、遊歩道などの整備を進め、市民の自然学習の場としての利用を図ります。また、地域や市民が中心となり、竹林や里山林の整理伐などを進め、保全・整備を図ります。

③土地活用促進エリア

新東名高速道路PA建設予定地周辺一帯および倉真地区西部と西郷地区北部一帯、南北道路沿線一帯は、「土地活用促進エリア」として位置づけ、土地の有効活用による地域振興策の検討を進めます。

このうち、新東名高速道路PA建設予定地周辺一帯は、パーキングエリアの整備を促進するとともに、地域が主体となり、パーキングエリアを活用した地場産業の振興や土地の有効活用などの地域振興策の検討を進めます。

倉真地区西部と西郷地区北部一帯は、地域産業の振興や地域の活性化につながる施設整備を促進するため、自然環境に配慮した整備・活用方策の検討を進めます。

南北道路の整備に伴い、沿線地域においては、地域の自然環境や景観との調和に配慮し、農業を含めた各種の産業活動への活用などの適正な土地利用の検討を進めます。

(2) 田園里山ゾーン

農用地については、適正な維持・管理に努めるとともに、農用地の流動化、計画的な農業農村基盤整備などにより、優良農用地や良好な営農環境を守ります。

集落地については、自然や農用地に囲まれた良好な環境を保全していくとともに、生活道路の整備や水質浄化事業など、生活基盤の整備・充実を推進し、快適な居住環境を形成します。また、地域住民のまちづくりへの参画を促し、地域住民主体のまちづくり事業を積極的に支援します。

原野谷川、倉真川、上小笠川、下小笠川などの河川は、治水安全度の向上を図るとともに、親水性や農村景観との調和に配慮した快適な水辺空間の創出に取り組みます。

①歴史交流エリア

和田岡地区西部一帯、高天神城跡および横須賀城跡一帯並びに小夜の中山から日坂に至る旧東海道沿い一帯は「歴史交流エリア」として位置づけ、歴史資源を活かしたまちづくりを進めます。

このうち、和田岡地区西部一帯は、古墳群の復元整備に努めるとともに、地域の資源である文化財や自然、環境を活かしたまちづくりを進めます。

高天神城跡および横須賀城跡一帯は、城跡の復元整備に努めるとともに、歴史学習の場、市民の憩いの場・交流の場としての活用を図ります。

小夜の中山から日坂に至る旧東海道沿い一帯は、日坂宿の歴史的に価値のある建築物の保存や小夜の中山などの史跡・名所のネットワーク形成および日坂宿おこしなどの地域住民が主体となったまちづくりを進め、東海道の歴史体験や地域学習の場としての機能の増進を図り、地域の活性化および定住化を促進します。

千羽地区の清掃センター跡地一帯は、市民の歴史学習の拠点として、文化財の保管・展示施設や公園の整備を進めます。

②土地活用促進エリア

新東名高速道路(仮称)森・掛川インターチェンジ建設予定地周辺一帯および上土方工業団地、大坂・土方地区の住宅団地計画跡地一帯、南北道路沿線一帯は、「土地活用促進エリア」として位置づけ、土地の有効活用による地域振興策の検討を進めます。

このうち、新東名高速道路(仮称)森・掛川インターチェンジ建設予定地周辺一帯は、地域住民による土地活用方策の検討を進めるとともに、交通利便性を活かした農業の振興や農林業的土地利用との調整による都市基盤の整備や地域の生活・生産環境の整備、民間活力を活用した工業・流通関連施設の整備などの事業化を進めます。

上土方工業団地は、企業の理解と協力を得ながら工場敷地内の緑化、緩衝緑地の設置など周辺環境に配慮した環境づくりを促進し、良好な工業地を形成するとともに、新たな企業誘致を進め、未利用地の有効利用を図ります。

大坂・土方地区の住宅団地計画跡地一帯は、民間活力を活用し、地域産業の振興や地域の活性化につながる土地の活用方策の検討を進めます。

南北道路の整備に伴い、沿線地域においては、地域の自然環境や景観との調和に配慮し、農業を含めた各種の産業活動への活用などの適正な土地利用の検討を進めます。

(3) 田園里浜ゾーン

農用地および集落地については、農用地と集落が調和した良好な関係の維持を基本とし、農用地の流動化、計画的な農業農村基盤整備などにより、優良農用地の保全と集落地内における生活基盤の整備・充実を図ります。

海岸砂地畑については、観光農園などの付加価値の高い農業の振興を図るとともに、国道150号の拡幅整備などとの調整を図りながら、レクリエーションや産業活動などの新たな土地活用を含めた適正な土地利用の誘導を図ります。

また、地域住民のまちづくりへの参画を促し、地域住民主体のまちづくり事業を積極的に支援します。

①里浜保全交流エリア

御前崎遠州灘県立自然公園に指定されている遠州灘沿岸一帯は、「里浜保全交流エリア」として位置づけ、海と砂浜、海岸林からなる良好な自然環境、景観の保全を基本とし、県や周辺市町と一体となり貴重な自然資源の保全やアカウミガメの産卵孵化地の保護、侵食対策に取り組むとともに、市民が主体となった保全・美化活動を積極的に支援します。

②土地活用促進エリア

東大谷川河口周辺は、「土地活用促進エリア」として位置づけ、周辺の自然環境の保全に配慮しつつ、土地の有効活用方策の検討を進めます。

(4) 南部市街地ゾーン

施行中の土地区画整理事業や民間開発の適切な誘導などによる住宅地の整備や道路などの都市基盤整備、地震や水害に対する都市防災対策を進めるとともに、住居系、商業系、工業系の用途区分に応じた適正な土地利用の誘導を図ります。

①地域拠点エリア

大東地域および大須賀地域の市街地は、「地域拠点エリア」と位置づけ、地域の生活拠点として商業、コミュニティ、行政サービス等の機能の集積を図るとともに、狭あい道路の整備や公園等のオープンスペースの確保など、都市基盤施設の整備・改善を進め、居住環境の向上および災害に対する安全性の向上を図ります。

(5) 近郊市街地ゾーン

施行中の土地区画整理事業や民間開発の適切な誘導などにより住宅地の整備や道路などの都市基盤整備、地震や水害に対する都市防災対策を進めるとともに、住居系、商業系、工業系の用途区分に応じた適正な土地利用の誘導を図ります。

①新エコポリスエリア

満水・東山口南部地区の丘陵地は、「新エコポリスエリア」として位置づけ、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、都市基盤の整備を進め、企業誘致を促進します。

②住宅地整備検討エリア

飛鳥地区の丘陵地は、「住宅地整備検討エリア」として位置づけ、地域住民によるまちづくり活動を支援するとともに、民間活力を活用した土地の有効活用の検討を進めます。

(6) 中心市街地ゾーン

掛川駅北側の中心市街地では、城下町などの歴史と文化が息づくまちづくりや緑の精神回廊の整備などを進め、掛川駅南側の中心市街地については、民間活力を活用した土地の高度利用を進め、掛川のイメージ・活力が調和した、快適でにぎわいのある都市空間の形成を図ります。

また、掛川城周辺については、観光・交流の拠点として周辺地域と併せた一体的な整備・活用を図ります。

①中心市街地活性化エリア

駅北地区周辺は、「中心市街地活性化エリア」として位置づけ、駅周辺における市街地再開発事業や民間活力の誘導を計画的に進め、商業・業務、文化・娯楽、行政サービス機能の集積と利便性を活かした都市型住宅の誘導を図ります。

4 土地に関する調査の実施

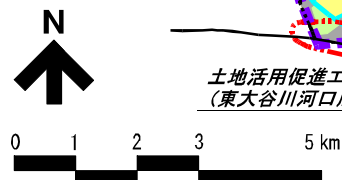
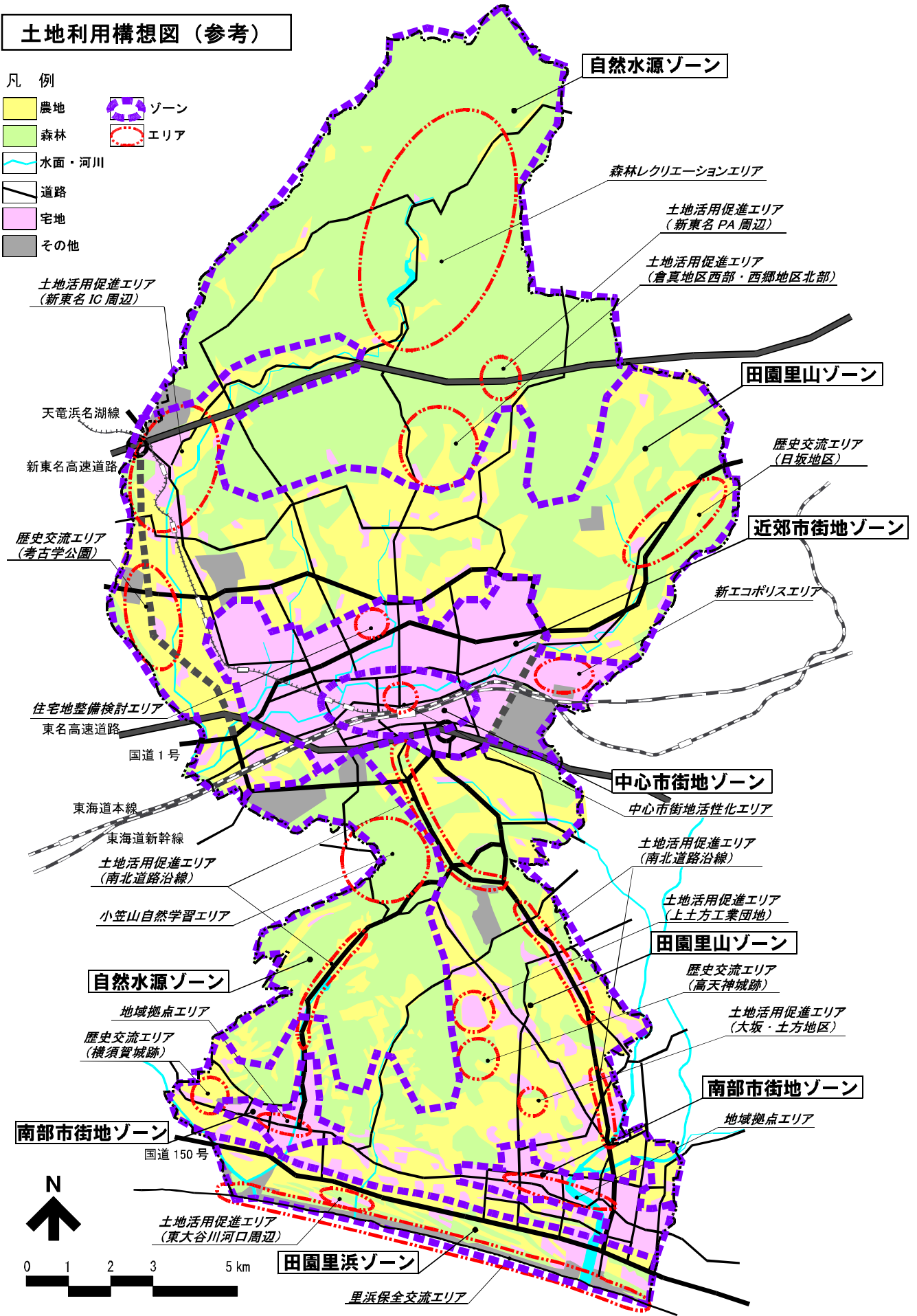
必要に応じて土地利用の実態や自然的条件、社会的条件などの土地に関する基礎的な調査を実施するとともに、土地利用に関する施策の実施状況および変化を的確に把握し、計画と実態との評価を行い、掛川市国土利用計画の管理・運営の充実を図ります。

また、土地利用に関する住民への啓発活動などを推進していくことにより、実効性の高い土地利用行政を進めます。

土地利用構想図（参考）

凡例

- 農地
- 森林
- 水面・河川
- 道路
- 宅地
- その他
- ゾーン
- エリア



語句の説明

【か行】

掛川市環境基本条例

掛川市の環境の保全と創造を目的とし、基本理念や市民、事業者、市の各主体の責務などを定め、市民、事業者、市が一体となって掛川市の環境および世界全体が抱える環境問題に取り組むことを示した条例のこと。

掛川市生涯学習まちづくり土地条例

土地の公共性に基づくその適正利用に関する生涯学習並びに市民主体の土地施策の策定及び実施における積極的な市民参加について定め、もって快適で良質なまちづくりに資することを目的とする条例のこと。

条例の内容は、地域住民が土地の利用方法を中心としたまちづくり計画を策定し、土地所有者の8割以上の同意を得れば市と地元住民代表と地権者代表の3者でまちづくり計画協定を締結するものであり、協定を締結した区域（特別計画協定区域）は、計画以外の土地利用を認めない。区域内の土地を売買や開発する場合は届け出制となっており、計画に反する場合には罰則はないが、市が勧告や名前を公表する措置を取る。住民参加で計画が策定されるので、住民の相互チェックが効果を上げることが出来るシステムとなっている。また、居住世帯の8割以上が同意すれば、水質浄化についても協定できる。

掛川市森林整備計画

掛川市における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施策に関する指針等を定めるもので、地域の実情に応じて地域住民等の理解と協力を得つつ、静岡県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進することを目的とする計画のこと。

掛川市土地利用事業の適正化に関する指導要綱

土地利用事業の施行に関し、必要な基準を定めてその適正な施行を誘導することにより、施行区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、良好な自然及び生活環境の確保に努め、もって市の均衡ある発展に資することを目的とする要綱のこと。

掛川市農業振興ビジョン

掛川市の農業の目標、基本方向等を明確化し、今後の農業・農村の振興施策を総合的、計画的に推進するための計画のこと。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、土づくりなどにより化学肥料や農薬の使用量の低減を図るなどの環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

国土軸

細長く連なった日本列島において、背骨のように貫く都市・産業・交通の有機的なつながりのことで、「太平洋ベルト地帯」（第一国土軸）を意味し、日本経済を支える重要な軸となっている。

掛川市を含む第一国土軸の基礎となるものは、東海道沿い等に存在する都市と様々な産業集積、そして、それらをつなぐ東海道新幹線や東名高速道路等である。

【さ行】

里浜

一昔前は当たり前であった、多様で豊かな「海辺と人々のつながり」を現代の暮らしにかなう形で蘇らせた浜のこと。

一昔前と現在では、海辺の様相も人々の生活様式も変わっており、海辺の自然環境の保全・再生、ビーチスポーツなどによる海辺の利用などについても踏まえながら、現代の暮らしにかなう形で新たに海辺を蘇らせることが必要となっている。

里山

集落、人里に接した樹林地またはこれと草地、湿地、水辺地が一体となり、人間の影響を受けた生態系が存在している状態の土地のこと。

農林業の生産の場であると同時に多様な生き物の生育空間や景観形成、防災や気象緩和等にも大きな役割を果たしている。

自然環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもののこと。汚染物質等が排出されることによるもの、動植物等の自然物が損傷されることによるもの、自然景観が著しく損なわれることによるものなどがある。

循環と共生を重視した土地利用

人間活動と自然の営みが調和し、健全な物質循環が構築された土地利用のこと。

人口集中地区（D I D地区）

国勢調査において設定される統計上の地区で、英語による“Densely Inhabited District”を略して「D I D」とも呼ばれる。

市区町村の区域内で人口密度が4,000人/k㎡以上の基本単位区（平成2年以前は調査区）が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定される。都市的地域と農村的地域の区分けや、狭義の都市としての市街地の規模を示す指標として使用される。

水源涵養（すいげんかんよう）

降った雨を一時貯留し、水質の浄化や河川の流量安定などに資する森林や農地が持つ機能のこと。

【た行】

第1次掛川市総合計画

掛川市の将来像や目標を定め、その実現のための取組を示した中・長期的な計画で、「海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち」～健康・安全・安心、幸せを感じるまち 掛川～を将来像とし、各分野ごとのまちづくり施策が掲げられている。

地球規模での環境問題

人類の将来にとって大きな脅威となる、地球的規模あるいは地球的視野にたった環境問題のこと。

具体的には①地球の温暖化、②オゾン層の破壊、③熱帯林の減少、④開発途上国の公害、⑤酸性雨、⑥砂漠化、⑦野生生物種の減少、⑧海洋汚染、⑨有害廃棄物の越境移動等の問題が認識され、かつ取り組みがなされている。

地区計画

地区計画とは、地区の課題や特徴を踏まえ、地区の将来像を見据えて、住民からの提案ほか住民参画のもと、住民と市が連携し、都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく手法のこと。掛川市では、平成20年2月末現在で13の地区において「地区計画」を定めている。

地産地消

地域生産・地域消費（ちいきせいさん・ちいきしょうひ）の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。

低・未利用地

「利用」を図るべきにもかかわらず、その「利用」が長期間にわたり十分に図られていない土地のこと。

具体的には以下のようなものが低・未利用地と考えられる。

ア 施設利用や生産活動に供するなどの本来利用を促すべき土地

イ 公益的な観点や広域的な観点からの利用を促すべき土地

ウ 利用されていない土地の存在により周囲の土地利用に支障が生じており、地域全体としての適切な土地利用の維持や土地の従前の機能の保全を図る観点から、最低限の管理が必要と考えられる土地 等

都市計画マスタープラン

平成4（1992）年に都市計画法が改正され制度化された、市の都市計画に関する基本的な方針を指すものであり、掛川市及び地域の将来像とまちづくりの方向性を明らかとし、どのように暮らしやすいまちにしていくかを示す「まちづくりの参考書」となる計画のこと。

【な行】

南北軸

海と山と街道がつながる南北方向の都市軸のこと。

南北幹線道路等の整備の促進により、掛川市の一体性強化や大東区域や大須賀区域の交通利便性の向上、新東名高速道路へのアクセスの強化、産業の集積や市域における活発な交流が図られることが期待される。

認定農業者制度

平成5年に制定された農業経営基盤強化促進法により、農業者が作成する農業経営の規模拡大、生産方式の合理化等、農業経営の改善を図るための計画（農業経営改善計画）を市町村の基本構想に照らして、市町村長が認定する制度として創設された制度のこと。

認定農業者は、効率的・安定的な農業経営を実現するために計画達成に向けて努力するが、担い手育成総合支援協議会による支援や低金利の融資、各種補助事業の対象となるなど、重点的な支援を受けることができる。

農業活性化やる気塾

地域の農業問題を地域全体で考え、課題を探り、解決していく組織のこと。

掛川市では、平成17年4月の合併を契機に、大東区域で行っていた「農業活性化やる気塾」を掛川区域、大須賀区域にも拡大し農業振興を図っている。

農業振興地域整備計画

優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため掛川市が定める総合的な農業振興の計画のこと。

【は行】

ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害想定範囲を地図化したもののこと。

予測される災害の発生日点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。

【ま行】

木質バイオマス

バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉で、具体的には、いろいろな農林水産物、稲わら・もみ殻・家畜の糞尿・木くず・食品廃棄物などのこと。

バイオマスのうち、木材に由来するものを「木質バイオマス」といい、樹木の伐採や造材したときに発生する枝・葉などの林地残材、製材工場などからでる端材やオガクズ、街路樹の剪定枝や住宅の解体材などがある。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢・性別・障害などを超えて、すべての人が自由に活動し、いきいきと生活できるようにするという考え方を基本に、ある特定の人のためのデザインではなく、より多くの人ができるよう配慮されたデザインのこと。また、そういったデザインをしようという考え方そのものをいう。

谷田（やだ）

丘陵と丘陵の間の谷底の水田のことで、掛川市の市街地の周囲には、掌状の丘陵地の間に数多くの谷田が形成されている。

谷田は、農業生産活動の場としてだけでなく、農村の原風景という景観保全や多様な動植物の生息の場等として重要な機能を有しているが、近年では耕作放棄地化が進み、本来の機能が失われつつある。